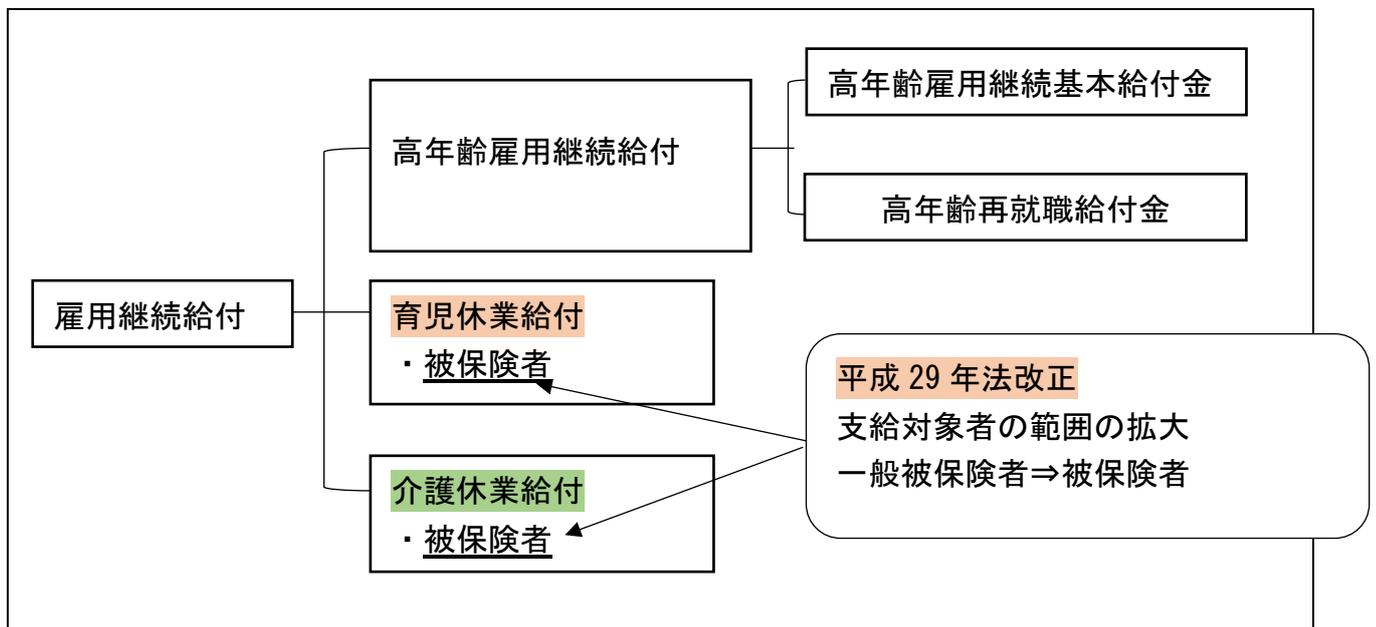


第 38 回目は、前回に引き続き雇用保険法の雇用継続給付の育児休業給付金ですが、その前提となる産前産後の流れを確認していきます。

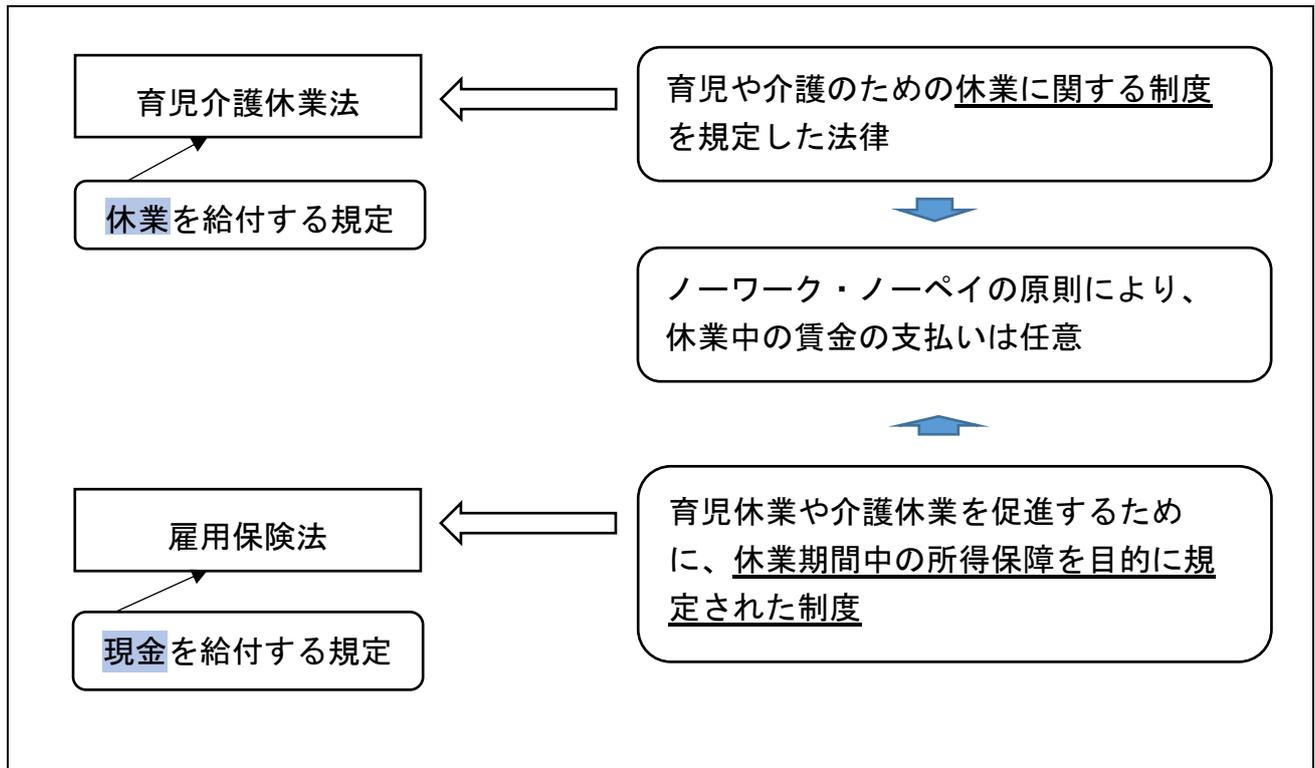


労働者は、**育児休業**や**介護休業**を取得することが可能ですが、その根拠になる法律が「育児介護休業法」ということになります。

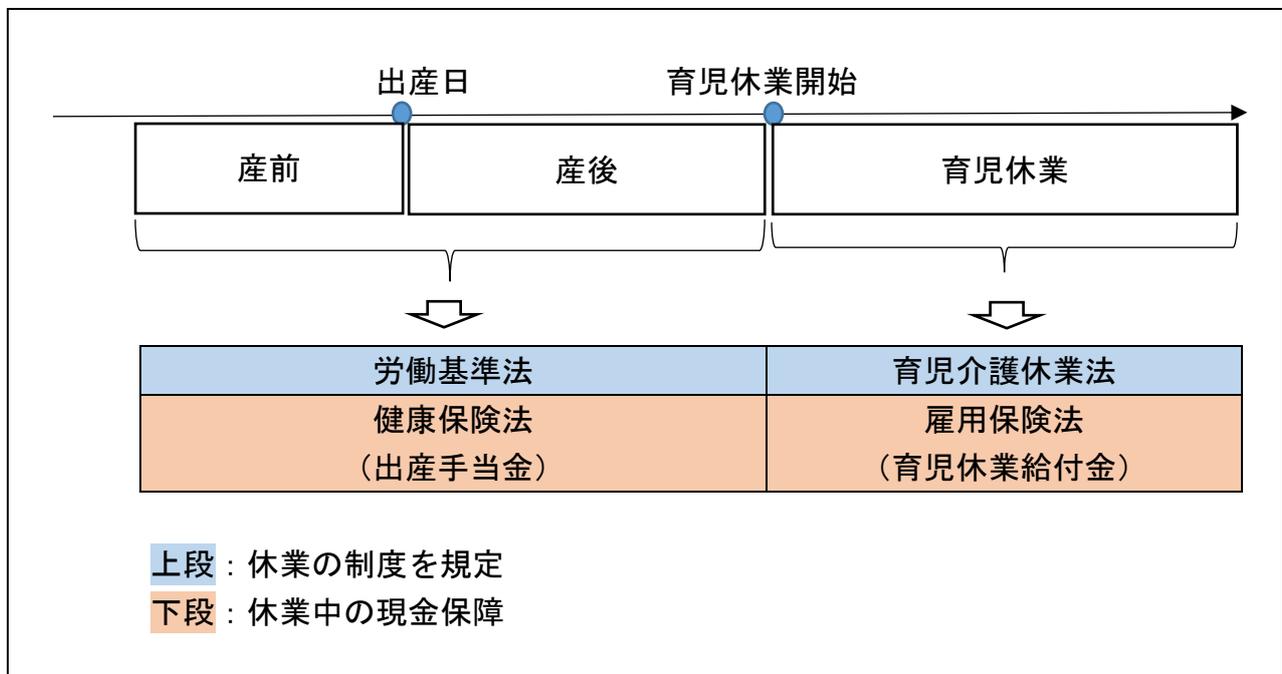
育児介護休業法 法 1 条（目的）

育児介護休業は、**育児休業**及び**介護休業**に関する制度並びに子の看護休暇及び介護休暇に関する制度を設けるとともに、子の養育及び家族の介護を容易にするため所定労働時間等に関し事業主が講ずべき措置を定めるほか、子の養育又は家族の介護を行う労働者等に対する支援措置を講ずること等により、子の養育又は家族の介護を行う労働者等の雇用の継続及び再就職の促進を図り、もってこれらの者の職業生活と家庭生活との両立に寄与することを通じて、これらの者の福祉の増進を図り、あわせて経済及び社会の発展に資することを目的とする。

育児休業や介護休業に関しては、



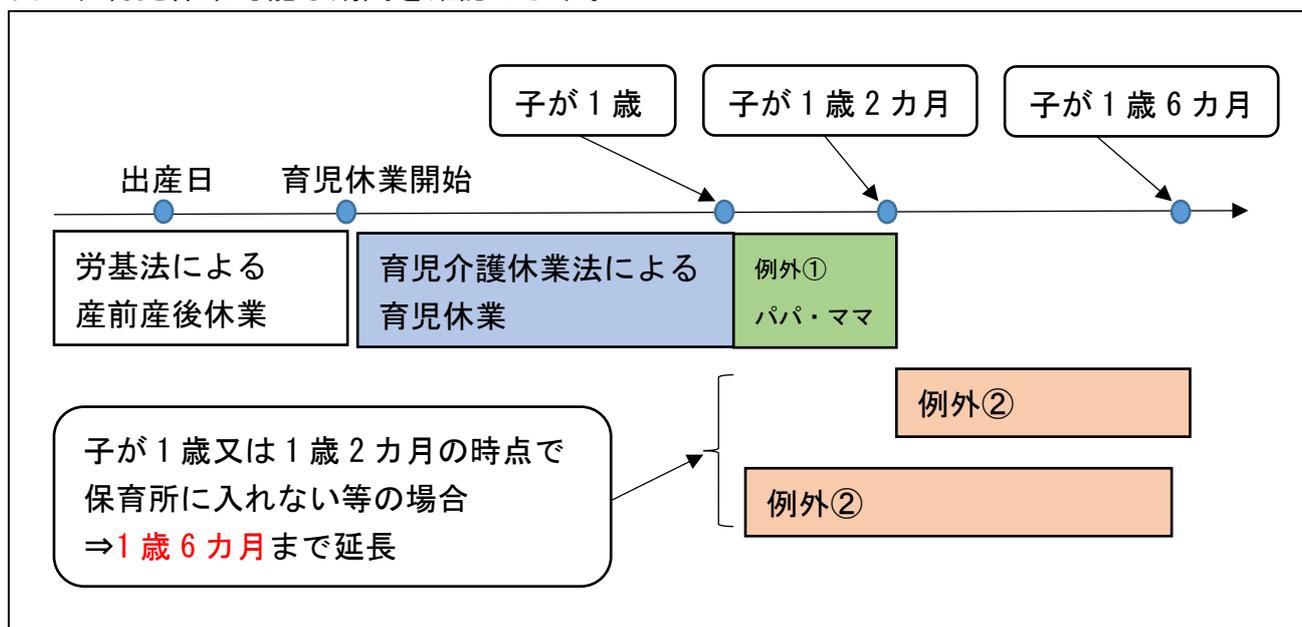
出産に絡んでくる法律を時系列で確認します。



上記から解るように、休業に関しては、出産日前後の労働基準法による「産前産後休業」とその後の育児介護休業法による「育児休業」という流れになります。

それぞれの休業に対して、現金での保障が健康保険法、雇用保険法ということになります。

次に、育児休業可能な期間を確認します。



上記のように、育児休業給付金は、最長で子が1歳6カ月に満たない間支給されます。
(平成29年10月1日施行で最長で2歳に改正…本年度の本試験には影響なし)

(要件①) 1歳に満たない子を養育するための休業

(原則) 1歳に満たない子

支給対象期間の延長

(例外①) パパ・ママ育休プラス⇒1歳2カ月に満たない子

(例外②) 厚生労働省令で定める場合に該当

⇒1歳(又は1歳2カ月)を超え1歳6カ月に満たない子

- (1) 保育園待機児童を養育するとき
(2) 配偶者が死亡、一定障害、離婚、妊娠等に該当した場合

被保険者期間とは、離職に際して受給資格の判断をする期間。
育児休業給付金の場合は、実際に離職している訳ではないので、
離職したものとみなして、**みなし被保険者期間**と称します。

(要件②) 休業を認始した日前2年間に、**みなし被保険者期間**が**通算して12箇月以上**ある
こと

休業を開始した日の前日からさかのぼって被保険者であった期間を**1カ月毎**に
区分し、その期間に賃金支払基礎日数が**11日以上**である月を1カ月として計算

みなし被保険者期間を算定する**2年間**に疾病等により**弾き続き30日以上**賃金の支払
いがない場合

⇒その日後2年間に加えることが可能（最大4年間）

(要件③)

(1)休業期間中は、ノーワーク・ノーペイの原則により賃金の支払いは、任意になります。

ただし、**支給単位期間**に賃金が支払われた場合、**100分の80未満**であることが条件

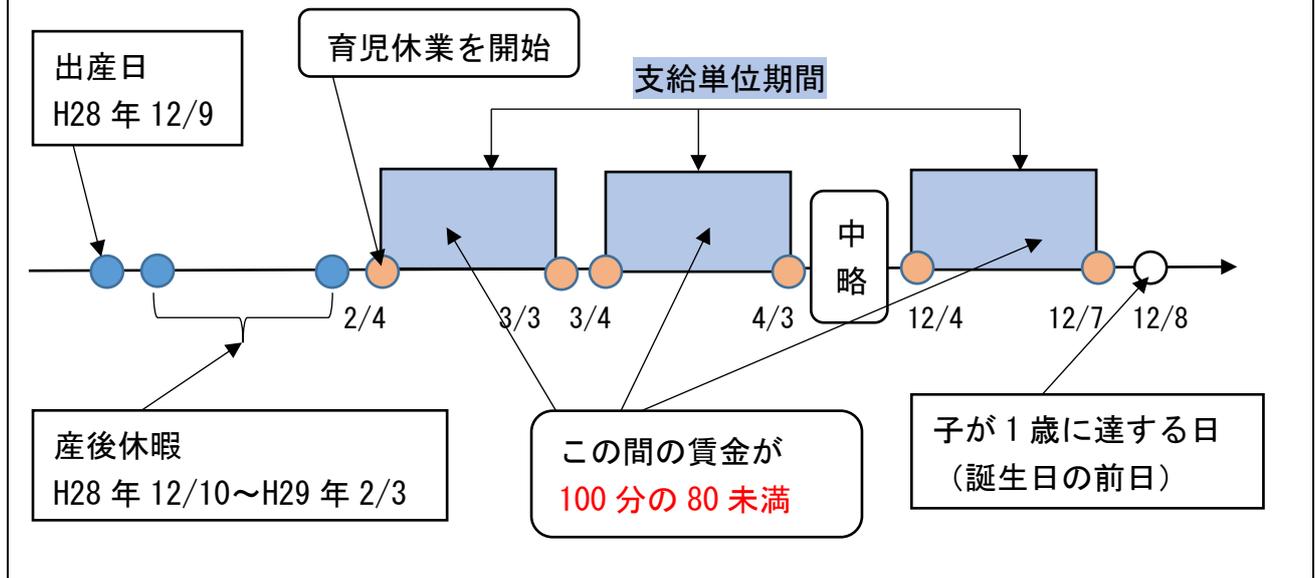
(育児休業期間中の1カ月ごとに、休業開始前の1カ月当たりの賃金の8割以上の賃金が
支払われていないこと。)

下記の場合、育児休業給付金は支給されません。

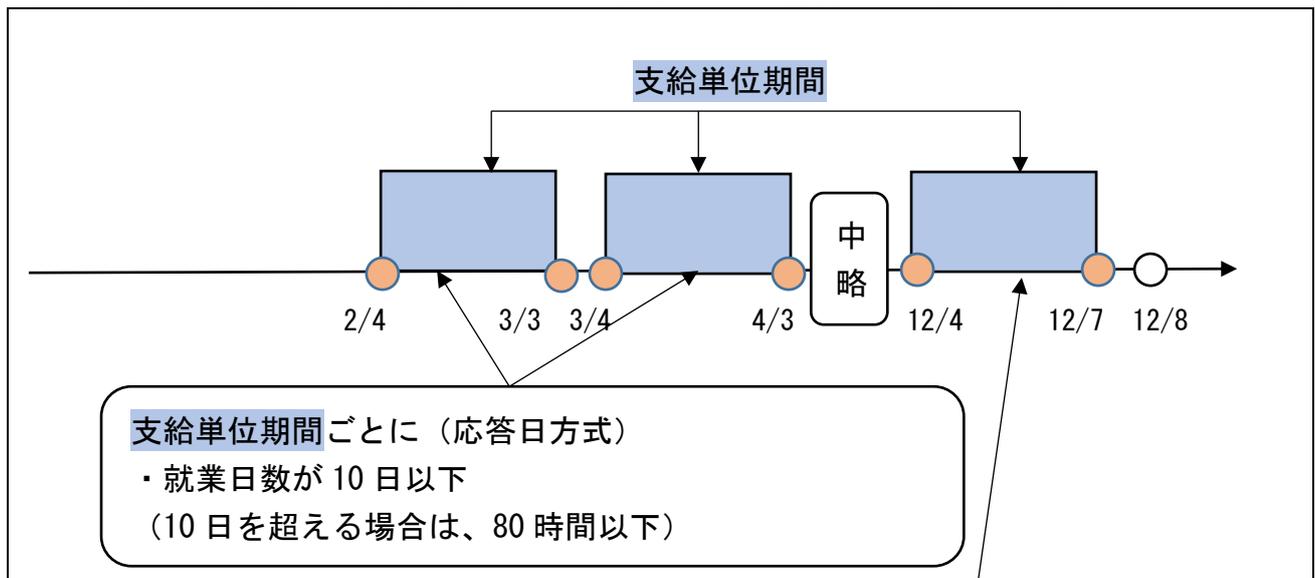
$$\text{休業開始時賃金日額} \times \text{支給日数} \times 80/100 \leq \text{賃金額}$$

労働基準法により産後休業終了後、子が1歳に達するまで育児休業をした場合

(支給単位期間の具体例)



(2)就業している日数が、それぞれの支給単位期間ごとに10日以下であること
(10日を超える場合には、就業している時間が80時間以下であること)



「支給単位期間」は、原則、1歳に満たない子を養育するための育児休業をした期間で、休業開始日から1カ月ごとに区分した各期間のことをいいます。

- ① 暦月単位ではなく、休業開始日から1カ月毎に区分した期間(応答日方式)
(育児休業終了日が含まれる支給単位期間は、その期間中の日数)
- ② 初日から末日まで継続して被保険者であること
- ③ 公共職業安定所長が就業していると認める日数が原則10日以下であること
- ④ 支給された賃金の額が休業開始時賃金日額に支給日数を乗じて得た額の100分の80未満であること

今回は、雇用保険法の育児休業給付金の流れに進みます。